

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(地震及び津波：J-SHIS、宮崎県)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で本町の中心部及び沿岸地域を中心に26%以上の確立で発生するとされている。

また、南海トラフ沿いで発生する地震について、宮崎県が令和2年度に改定した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」によると、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震が発生した場合、門川町では最大震度7、津波高の最大値12m、津波到達時間の最短値16分、浸水面積690haと想定されている。また、その被害想定は、死者約1,000人、負傷者約450人、避難者約13,000人、全棟・焼失約4,700棟、半壊約3,600棟となり、町民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じることが予想されている。

日向灘沖を震源とする地震では、宮崎県の「日向灘で発生する地震・津波及び被害の想定について」によると、門川町では最大震度6強、津波高の最大値4.9m、津波到達時間の最短値12分、浸水面積180haと想定されている。また、その被害想定は、死者約270人、負傷者約450人、避難者約5,000人、全棟・焼失約990棟、半壊約3,200棟となっている。南海トラフ沿いの最大想定規模の被害より少ない結果であるが、その発生頻度は日向灘沖地震の方が高く、被害も甚大であり、本町経済に著しい影響を与えることが考えられる。

(洪水：ハザードマップ)

門川町内の河川では、五十鈴川の洪水浸水想定区域が指定されており、想定最大規模の洪水浸水想定では、五十鈴川流域で5.0m～10.0m未満の区域があるほか、上町、本町、尾末地区など市街地でも3.0m～5.0m未満の区域が想定されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

門川町内には、多くの土砂災害警戒区域が指定されており、土石流78箇所、急傾斜の崩壊306箇所、地すべり4箇所存在している。市街地密集区域にも多くの高台があり、避難場所として指定されている一方で、町内全域に土砂災害が生じるエリアが点在している。

(高潮：ハザードマップ)

宮崎県の作成した日向灘沿岸高潮浸水想定区域図によると、庵川・加草区域、五十鈴川流域、上町、本町、尾末地区、宮ヶ原、竹名、中村などで、1.0m～3.0m未満の浸水が想定されている。本町で過去に高潮被害が発生した記録はないが、近年大型台風が発生する頻度が高い状況の中、今後本町でも高潮による浸水被害が発生する可能性もある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的な大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年12月1日時点）

- ・商工業者数 577人
- ・小規模事業者数 514人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	113	106	町内に広く分散している
	製造業	81	73	町内に広く分散している
	卸・小売業	146	123	町内に広く分散している
	飲食・宿泊業	40	36	町内に広く分散している
	サービス業	166	154	町内に広く分散している
	その他	31	22	町内に広く分散している
合 計		577	514	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定
門川町地域防災計画 全面改定 [H27. 3] 門川町地域防災計画 一部改正 [H29. 11]
門川町地域防災計画 一部改正 [R2. 10] 門川町業務継続計画策定 [H27. 3]
災害時職員初動マニュアル策定 [H27. 3]
- ・防災備品の備蓄
門川町備蓄計画策定 [R1. 5] 指定避難所備蓄倉庫完成 [R2. 11]
- ・防災訓練の実施
町一斉避難訓練 [毎年開催] 下校時一斉避難訓練 [毎年開催]
Jアラート伝達訓練 [毎年開催]

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業所の事業継続力強化計画の策定支援
- ・防災、感染症等対策備品（スコップ、炊き出し用具、マスク、消毒液等）の備蓄

II. 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ. 目標

- 地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染者発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

* 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画に沿って、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対して、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和4年度中に事業継続計画の作成を予定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 本会が行う「事業継続力強化支援事業」を効果的かつ実効性のあるものとして展開していくため、「門川町事業継続力強化支援協議会」（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施の可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況等の大まかな被害状況を当会と当町で共有する。)
- ・町内感染者発生後には、職員の体制確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、門川町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出動せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出動する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 2 回程度共有する
1 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回程度共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回程度共有する
3 ヶ月以降	2 週間に 1 回程度共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と当町が共有した情報を、宮崎県の指定する「被害状況内訳書」に記載し、当会より宮崎県商工会連合会を通じて、宮崎県へ報告する。

被害状況内訳書 【様式3】

【令和 年 月 台風 等】

令和 年 月 日現在

	団体名
	担当課・担当人名
	電話番号
	FAX番号

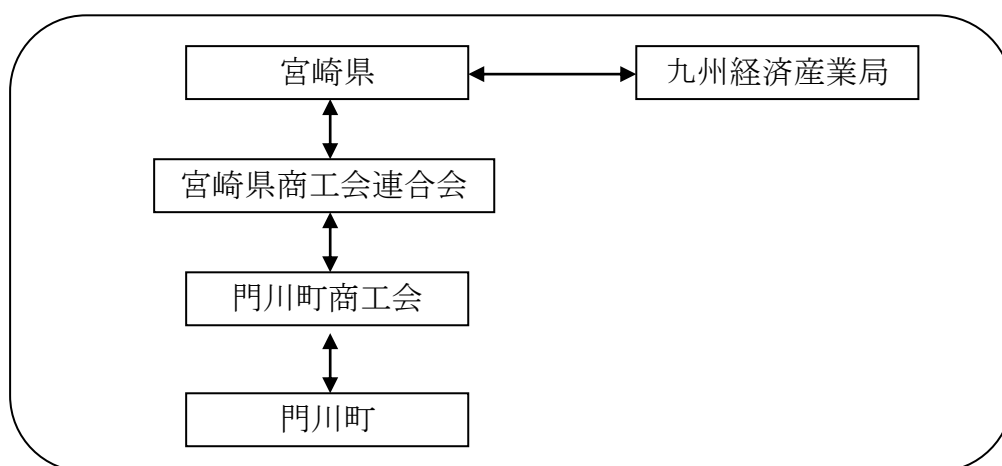
企業等の名称	業種別	被害状況	被害額(千円)	備考

※ 業種別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものをリストから選択してください。

商業	卸売業、小売業、飲食業
工業	製造業
その他	① 鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの ② 観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

※ 被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備破害など、被害状況を記載してください。
※ 被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。

- ・「被害状況内訳書」による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は当町より宮崎県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、門川町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

* 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

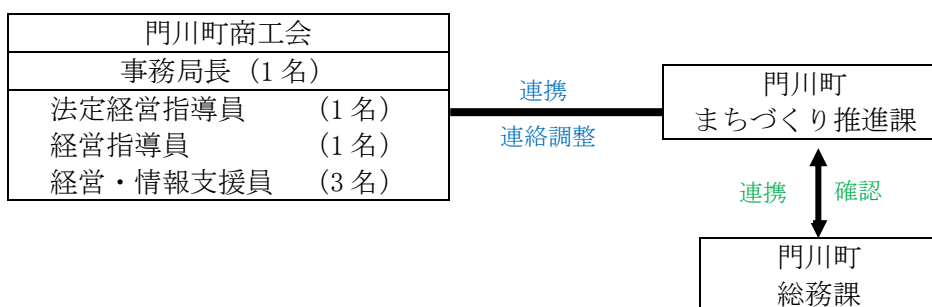
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 森 高志 (連絡先は (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

門川町商工会

〒889-0611 宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末 9246 番地 2

T E L : 0982-63-1514 F A X : 0982-63-0432

E-mail : apio@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

門川町 まちづくり推進課

〒889-0611 宮崎県東臼杵郡門川町平城東 1 番 1 号

T E L : 0982-63-1140 F A X : 0982-63-2626

E-mail : syokoukankou@town.kadogawa.lg.jp

*上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	230	230	230	230	230
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災・感染対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、国庫補助金、県補助金、町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎県宮崎市広島 2-5-11 宮崎東京海上日動ビル 宮崎支店長 平澤 宏基
連携して実施する事業の内容
・自然災害及び感染症等によるリスクや損害を軽減するため、小規模事業者が抱えるリスクを把握し、BCP策定支援、巡回指導やセミナーによるリスクファイナンス等の普及啓発を行い、平時におけるBCPへの意識醸成と緊急時の対応・行動指針の周知徹底を図る。 ①事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催 ②BCP関連の損害保険の周知 ③防災、減災対策に関するアンケート調査の実施
連携して事業を実施する者の役割
①セミナーの企画、運営、講師派遣（事業継続計画策定支援） ②損害保険加入に関する相談、加入勧誘 ③管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ＊同社保険代理店が事業実施に全面的に協力していく。
連携体制図等
<pre> graph TD A["門川町商工会 (役割) ・セミナー企画、打ち合わせ ・事業所への周知 ・会場設営、運営"] B["東京海上日動火災保険(株) 宮崎支店 (役割) ・セミナー講師派遣 ・損害保険加入に関する相談、加入 推奨等"] C["小規模事業者等"] A --- 連携・協力・情報提供 B A --> 相談・支援 C B --> C </pre>